



中津市監査委員告示第 22 号

令和2年10月30日付け中監第457号で提出した財政援助団体監査の報告に対し、中津市長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により別紙のとおり公表する。

令和2年12月21日

中津市監査委員 永 松 末 利

中津市監査委員 林 秀 明

措置状況報告書

令和2年度 財政援助団体監査

指摘事項	措置内容又は措置方針等	備考
<p>[実施団体名] 社会福祉法人中津市社会福祉協議会</p> <p>[補助金等名] 中津市社会福祉協議会補助金</p> <p>[所管部局・課] 福祉部福祉政策課</p> <p>I. 団体に対する事項</p> <p>(指摘事項)</p> <p>①補助金交付要綱第15条に、補助事業完了後、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書により報告しなければならないと規程されているが、上記報告書が提出されていなかった。 補助金交付要綱に基づく、補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書の提出を求める。</p> <p>②補助金交付要綱第4条に、交付申請書に成果目標を添付することと規程されているが、成果目標が添付されていない。 また、補助金交付要綱第12条に、実績報告書に成果目標の達成度合い検証結果を添付することと規程されているが、検証結果も添付されていなかった。 補助金交付要綱に基づく、成果目標及び成果目標の達成度合い検証結果の提出を求める。</p> <p>③実績報告書の人件費内訳書について、支払実績の明細書で決算額は確認できたが、そのうち補助対象となる金額が確認できなかった。 実績報告書に補助の対象・対象外が明確となる人件費内訳書の添付を求める。</p>	<p>①ご指摘のとおりです。 補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書を提出しました。 今後は、補助金交付要綱等の確認を十分に行い適正な報告事務を行ってまいります。</p> <p>②ご指摘のとおりです。 補助金交付要綱の確認を行い、今年度から成果目標の設定及び検証結果を提出します。</p> <p>③ご指摘のとおりです。 補助対象・対象外が明確となる資料を提出しました。 今後は、事業執行等の確認を十分に行い、適正な会計処理及び実績報告を行ってまいります。</p>	

II. 所管課に対する事項

(指摘事項)

①補助金交付要綱第5条2項に、補助金に係る消費税等仕入控除税額についての条件を付して交付決定を行うことと規程されているが、交付決定通知書には条件が付されていなかった。

また、補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書を提出させていなかった。

補助金交付要綱に基づく、交付決定通知書に条件の記載及び補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書の提出指導を求める。

②補助金交付申請書に成果目標の添付が無く、実績報告書にも成果目標の達成度合い検証結果の添付が無かった。

補助金交付要綱に基づく、成果目標及び成果目標の達成度合い検証結果の提出指導を求める。

③実績報告書の人件費内訳書について、支払実績の明細書で決算額は確認できたが、そのうち補助対象となる金額が確認できず補助の対象・対象外が不明確のまま、額の確定を行っており、補助対象金額の確認が不十分である。

実績報告書の添付書類について、補助の対象・対象外が確認できる人件費内訳書の提出を求め、実績報告書の内容を十分審査し、補助金の額の確定を行うことを求める。

④職員設置費補助金の人件費について、他市と比較検討し、法人運営の明確化を求める。

①ご指摘のとおりです。

補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書を受領しました。

今後は、課内で職員の相互チェックを徹底し、適正な事務処理を行ってまいります。

②ご指摘のとおりです。

補助金事業の成果目標の提出を指導しました。

今後は、補助金の申請事務等について、課内で補助金事務のチェックを強化し、補助金交付要綱に基づく適正な事務処理を行ってまいります。

③ご指摘のとおりです。

補助の対象・対象外が確認できる人件費内訳書を受領し審査を行いました。

補助金の額の確定事務について、今後は、課内で補助金事務のチェックを強化し、適正な事務処理を行ってまいります。

④ご指摘のとおり、他市との比較検討を実施し、法人運営の明確化を図ります。

現状として、中津市は他市に比べて福祉に関するNPO法人等が少なく、社会福祉関連事業の多くを社会福祉協議会が担っております。

随時、住民ニーズに合わせた事業の見直し、国や県の補助金を活用できる事業に関しては、積極的に活用するように見直しを行い、補助金が有効に活用できるよう努めます。

措置状況報告書

令和2年度 財政援助団体監査

指摘事項	措置内容又は措置方針等	備考
<p>[実施団体名] 耶馬溪観光秋まつり実行委員会</p> <p>[補助金等名] 中津市観光イベント支援補助金</p> <p>[所管部局・課] 耶馬溪支所地域振興課</p> <p>I. 団体に対する事項 (指摘事項)</p> <p>①会計の伝票を作成することなく、入金や出金がされており、会計担当者のみで判断で出入金が行われているように見受けられ、会計処理のチェック体制が不十分である。 会計の伝票を作成するとともに会計事務のチェック体制の見直しとして、監事2名、会計1名の明確化を求める。</p> <p>②車両借上げ代などの一部の支出事務で、会計担当者が立替払いを行っており、その精算事務は実績報告後に行われていた。 立替払は私金との区別が不明確となるため、今後、現金の支出が必要となった場合は、事前に必要最小限の金額を資金前渡で用意し、支払後は速やかに精算を行う方法をとるなど会計事務の見直しを求める。</p> <p>③ステージ設営費の支出について、1者見積りの執行であった。 市内業者による複数者から見積り執行による経費節減を求める。</p> <p>④イベント会場の設営費用などの経費が支出されていることから、出店料や協賛金の徴収等を検討し、自助努力の推進を図ることを求める。</p> <p>⑤マンネリ化を防ぐため、実行委員会の回数を増やすとともに反省会の開催を求める。</p>	<p>①ご指摘のとおりです。 今後は、会計伝票を作成し、適切な会計処理に努めるとともに、12月末までに実行委員会を開催し、監事2名、会計1名を選任し会計事務のチェック体制の見直しを行います。</p> <p>②ご指摘のとおりです。 今後は現金支出が必要な場合は、資金前渡処理を行い、支払後には速やかな精算に努めます。</p> <p>③ご指摘のとおりです。 今後は、複数者から見積りを取ることで、経費の節減に努めます。</p> <p>④ご指摘のとおりです。 自助努力の推進を図るため、出店料や協賛金の徴収について早急に検討を行うことに致します。</p> <p>⑤ご指摘のとおりです。 今後は、定期的な実行委員会等の開催に努めます。</p>	

<p>⑥ イベント参加者の感想の聴き取りや、イベント会場にアンケート用紙を設置するなど、今後もイベントの内容の充実を図ることを求める。</p>	<p>⑥ ご指摘のとおりです。 今後は、アンケートの実施等、来場者の意見を取り入れることで、イベントの充実を図っていきます。</p>
<p>II. 所管課に対する事項</p>	
<p>(指摘事項)</p>	
<p>① 実行委員会の役員に監事及び会計が任命されておらず、事務局の一人が会計を行い、立替払の精算が遅れるなど会計事務のチェック体制が不十分である。 実行委員会の体制及び会計事務について、十分な指導を求める。</p>	<p>① ご指摘のとおりです。 早急に実行委員会を開催し、体制及び会計事務の充実を図るよう指導を行いました。 今後は、実行委員会の役員名簿の確認や、必要に応じて領収書などの証拠書類や通帳などの確認を行います。</p>
<p>② 中津市のホームページ及び中津耶馬溪観光協会のホームページに耶馬溪観光秋まつりの記事が掲載されていなかった。 行政側の取組みとして、観光イベントが成功するよう関係機関と連携を図り、積極的な広報活動を行うなど観光誘客につながる支援を求める。</p>	<p>② ご指摘のとおりです。 今後は、関係機関と連携し、広報活動等、観光誘客増加に繋がる支援を積極的に行って参ります。</p>